

## 第6章 景観計画の区域

市内の広範囲に分布する歴史・自然景観との調和を図り、多賀城らしい良好な景観を形成するため、また、それらは市民の一人ひとりの積極的な取組みによって実現するものであることも踏まえて、市内全域を景観計画区域として定めます。

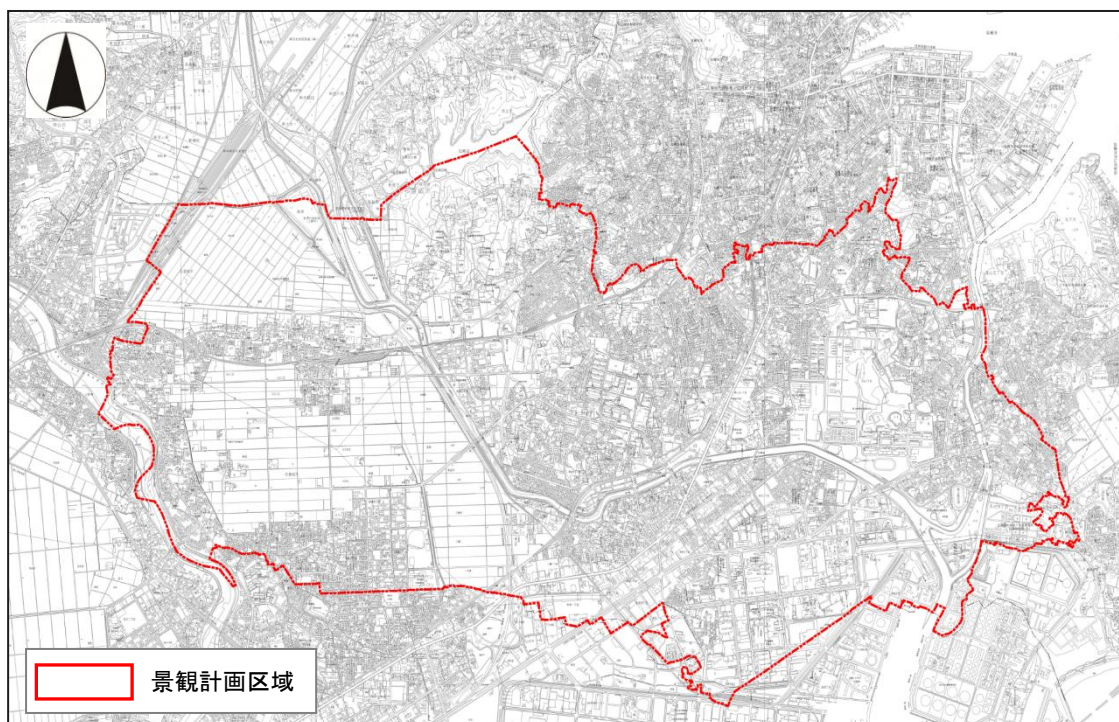


図 景観計画区域の設定

